

<別紙>

## 定期報告書の記入方法及び添付書類について

### 1 定期報告対象者

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の所有者または管理者  
※1頭または1羽でも所有（飼養）している場合、報告が必要です。

### 2 提出様式及び記載方法

- ・本報告書は、衛生管理区域（農場）ごとに、家畜の所有者または管理者が作成し、提出してください。
- ・原則として、令和8年2月1日現在の飼養状況等を記載し、提出してください。
- ・本報告書の様式は、中央家畜保健衛生所のホームページ（右のQRコード）からもダウンロードできます。



### <提出が必要な添付書類について>

飼養者の区分によって、添付書類が異なります。

裏面の①～⑤の書類のうち、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| <u>大規模飼養者</u> | ⇒ ①、②、③、④、⑤            |
|               | (ただし、馬の大規模飼養者は⑤の提出は不要) |
| <u>小規模飼養者</u> | ⇒ ①                    |
| <u>それ以外</u>   | ⇒ ①、②、③、④              |

※④及び⑤に関しては、前年未提出者、新規農家及び変更があった場合のみ提出してください。

☆大規模飼養者とは：

- (1) 成牛（次のア・イに該当するもの）の場合 200頭以上  
ア 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）  
イ 月齢が満24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛等（次のア・イに該当するもの）の場合 3,000頭以上  
ア 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）  
イ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

★小規模飼養者とは：

- (1) 牛・水牛・馬：1頭
- (2) 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満
- (3) 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満
- (4) エミュー・だちょう：10羽未満

( 裏 面 )

**①基本情報、家畜の種類及び飼養頭（羽）数等**

(1) 基本情報

- ・原則として、衛生管理区域（農場）ごとに作成が必要です。複数の衛生管理区域（農場）がある場合は、所在地ごとに作成してください。
- ・所有者や管理者が法人の場合は、必ず法人名も記入してください。

(2) 家畜の種類及び飼養頭（羽）数等

- ・今回の定期報告から1つの様式になりました。飼養している全ての畜種の欄に記載してください。
- ・原則として、令和8年2月1日現在の飼養頭羽数を記入してください。ただし、直前に出荷や移動を行ったことにより、一時的に飼養頭羽数が通常よりも相当数少なくなっている場合は、通常時の飼養頭羽数を記入してください。
- ・豚の年間出荷頭数は、令和7年1月1日～12月31日までの合計を記入してください。

**②飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（チェック表）**

- ・畜種ごとに該当する様式に記入してください。牛と馬など、複数の畜種を所有している場合は、所有する全ての畜種の様式に記入して提出してください。

※ただし、同じ衛生管理区域内で牛を乳用種及び肉用種の両方を飼養している場合は、まとめて1部のみ提出します。

**③添付書類（農場平面図等）**

- ・記入例を参考にして作成してください。

**④飼養衛生管理マニュアルの写し**

- ・飼養衛生管理基準に基づき、豚、いのししを飼養している場合は令和3年4月から、牛、水牛、鹿、馬、めん羊及び山羊、鶏を飼養している場合は令和4年2月から、農場の飼養衛生管理についてマニュアルとして定め、従事者及び外部事業者等が遵守するよう周知することが必要になりました。
- ・作成様式は自由です。（ひな形が農林水産省HPに掲載されています。）
- ・作成済みで未提出の場合は、コピーを併せて提出し、既に提出済みの場合は、変更・訂正を除き再提出は不要です。

**⑤従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し**

- ・作成様式は自由です。

※定期報告書が未提出の場合や飼養衛生管理基準の遵守がなされていない場合は、口蹄疫等の発生時に、殺処分等に係る手当金等が減額あるいは交付されない場合もあります。今一度、飼養衛生管理基準の遵守をよろしくお願ひします。